

平成27年4月28日

市川市長 大久保 博 様

市川市市政戦略会議
会長 齊藤 壽彦

答 申

平成26年10月21日付け市川第20141017-0212号で諮問を受けた「1. 本市の行政サービスのあり方」のうち、「(1)本市の行財政改革に関する検証について」に関し本審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 行財政改革に関する検証について

本市では、社会環境の変化に柔軟に対応できる強固な行財政基盤の確立を目指し、定員の適正化のほか人事給与制度や使用料の見直しといった行財政改革に積極的に取り組んできた。

これらの改革は、将来に向けて持続可能な行財政運営を行う上で必要不可欠な事項であり、財政健全化や行政組織の効率化、受益者負担の適正化等の観点から妥当なものとして評価をする。

一方、行財政改革の中には市民生活に影響を及ぼす事項もあることから、その実行に当たっては、より一層市民の意見を聴く機会を設けるなどニーズの把握に努めるとともに、併せて十分な周知を行うことを要請します。

2. 行財政改革の検証における個別事項について

別紙に重点的に議論を行った「公の施設の経営効率化について」「使用料の見直しについて」「定員適正化について」の3項目に関する検証・提言を取りまとめたので、今後の行財政運営に活用されたい。

答 申 書

(別 紙)

本市の行政サービスのあり方について
(1)本市の行財政改革に関する検証について

平成 27 年 4 月 28 日
市川市市政戦略会議

目 次

I. はじめに	P 2
II. 公の施設の経営効率化について	P 2
1. 菅平高原いちかわ村廃止の検証について	
2. 公の施設の経営効率化に関する検証について	
3. 公の施設の経営効率化に関する提言について	
III. 使用料の見直しについて	P 4
1. 使用料の見直しに関する検証について	
2. 使用料の見直しに関する提言について	
IV. 定員適正化について	P 5
1. 定員適正化に関する検証について	
2. 定員適正化に関する提言について	
V. 市川市市政戦略会議委員名簿	P 6
VI. 会議の開催状況	P 7

I. はじめに

当会議では、諮問事項である「(1)本市の行財政改革に関する検証」について平成 26 年 11 月より 3 回にわたり審議を行ってきた。

検証に当たり、限られた審議時間を有効に活用するため、重点的に審議する項目を「公の施設の経営効率化について」「使用料の見直しについて」「定員の適正化について」の 3 項目とし、これらについて議論を行った。

II. 公の施設の経営効率化について

1. 菅平高原いちかわ村廃止の検証について

菅平高原いちかわ村は、昭和 52 年に長野県須坂市に設置された施設であるが昭和 56 年度に利用者数 7,412 人を記録して以降、その後はレジャーの多様化などの影響で徐々に利用者数が減少し、平成 22 年の市政戦略会議が実施した事業仕分けの際には、年間利用者数が約 5,000 人という状況であった。

事業仕分けでは、年間利用者が 5,000 人前後と市の人口規模と比較して受益者が限定されていることや民間の宿泊施設が充実していること、また、管理運営に要する経費が多額で、大幅な歳出超過であることなどから廃止と判定されたものである。

当会議の委員構成は事業仕分け当時と大きく入れ替わっているところであるが、事務局から提供された資料などを丁寧に検証した結果、菅平高原いちかわ村の廃止の判断については評価するものである。

しかし、いちかわ村の利用者数が増加しなかった一つの要因として、市民に対する周知や利用促進策が不十分だったことが考えられる。

本市には多種多様な公共施設があるが、その中には利用率が低いものもあり改めて、個々の施設の魅力を PR するなど、利用率を上げる施策を検討すべきである。

2. 公の施設の経営効率化に関する検証について

本市では、これまで公の施設の経営効率化を図るため、指定管理者制度や非常勤職員などの多様な雇用形態を導入するなど、運営経費の削減を図ってきたところであるが、今後の財政状況を念頭に置いて、更なる経営の効率化を行うべきと考える。

特に、昭和 50 年代後半に建設された公共施設が多く、今後、大規模修繕や建替えの時期を迎え、多額な財政負担が見込まれている。

少子高齢化といった社会環境の変化や市民ニーズを踏まえ、必要とされる施設数のほか、施設を統合（複合化）することなどにより運営の効率化等を検討すべきである。

3. 公の施設に経営効率化に関する提言について

公の施設は、当初の設置目的に沿った事業運営を行っているところであるが市民の生活スタイルやニーズが多様化した現代社会においては、既定の枠組みを越えた柔軟な事業の実施が求められる。

従来 of 設置目的に固執することなく、市民目線に立った効果的な事業形態の検討を行うよう提言する。

また、今後の財政状況を勘案すると、公の施設の管理運営を行政単独で行っていくことは非常に困難な状況にあると考える。

地域住民の参画といった協働の概念を取り入れた運営方法の導入についての検討を併せて提言する。

Ⅲ. 使用料の見直しについて

1. 使用料の見直しに関する検証について

公の施設の使用料については、これまで民間の類似施設と比較して安価であることや施設の運営経費と比較して利用者が負担する使用料が低いことから、平成26年9月議会において、使用料の引き上げを行ったところである。

また、使用料の引き上げ時期については、一部の施設について、一定の周知期間後の平成27年10月から使用料の新基準額の1/2相当額の引き上げ、そして、平成28年10月から新基準額に移行する激変緩和措置が講じられている。

使用料については、施設運営コストを削減し、市民負担の軽減を図るべきであるが、低額である従来の使用料水準を踏まえ、受益者負担の適正化の観点において、評価できるものである。

2. 使用料の見直しに関する提言について

(1) 使用料見直しに向けた利用者・市民の意向の反映

使用料の見直しについては一定の評価はできるものの、使用料の引き上げについての理解を得るためのプロセスが十分でないように感じられた。

本市では、使用料条例の改正までにeモニターによるアンケートの実施や市民説明会をそれぞれ2回実施するなど、その周知等を行ってきたところであるが、一部委員からは、制度改正についての事前の周知不足が指摘された。

一方、これとは別に、施設利用の利便性の向上や魅力ある施設とするため、その運営について利用者等の要望等を聴く機会を設けることの提案も出された。

当会議としては、使用料改定への理解を得るための更なる取り組みのほか、今後の施設運営のあり方について市民の意見を直接聴く場を設けるなど、市民ニーズの積極的な把握に努めるべきと考える。

(2) 公の施設の利用範囲の拡大と利便性の向上

今回の使用料条例の見直しにおいて、利用対象者の範囲を拡大し、市外居住者の利用を可能としたことは、稼働率改善の観点で一定の評価ができる。

貸館施設については、現在、原則として営利目的での利用を禁止しているが稼働率の向上による収入増加策の一環として一定の営利目的（営利企業等）の利用を認めるなど、利用範囲の拡大を検討すべきと考える。

その際は、公の施設が市民の福祉向上が目的であることを踏まえ、本市市民が優先的に利用できるルールを設定すべきである。

また、利用手続きについて、一部の施設ではインターネットによる予約システムを導入しているが、更なる導入施設の拡大や利用登録の簡便化など、市民の利便性の向上を図るべきである。

IV. 定員適正化について

1. 定員適正化に関する検証について

(1) これまでの定員適正化の取組み状況に関する全体的な評価について

本市では、効率的な行財政運営を実現するための一環として定員の適正化に取り組み、平成10年度の職員数4,073人から平成26年度の3,262人と811人の職員を削減してきた。

また、これにより市民サービスの低下を招くことのないよう、民間委託の導入や非常勤職員などの多様な雇用形態を活用することにより、サービス水準の維持・向上に努めており、約15年間で約2割の職員を削減したことについては一定の評価をすることができる。

(2) 定員適正化の手法の検証について

本市の定員適正化はアウトソース等の実施主体の見直しによるものが多い。

アウトソースは、より安価な経費で市が直接実施する以上の事業効果が期待できるものである。

これまで指定管理者制度やPFI等を導入している公共施設については、モニタリングを定期的実施するなど、その運営評価を行っているところであるが、改めてアウトソースを実施した事業・施設について、費用対効果、市民サービスの向上の視点に基づき、事後検証を行うことを提言する。

2. 定員適正化に関する提言について

(1) 歪な年齢構成の解消に向けた対応について

本市の定員適正化は、アウトソース等の活用により行政サービスに直接従事する職員の業務量の削減のほか、新規職員の採用抑制により実現してきたところであるが、現在、若年層の職員が少なく、中高年層が多いという状況は課題の一つとして認識すべきである。

本市が今後も継続的・安定的に行政サービスを提供するために、計画的に一定数の職員を採用することを提言する。

(2) 職員の効果的な活用

本市の厳しい財政状況を踏まえ、定型業務や民間市場が成熟している業務については、引き続きアウトソースによる経営の効率化を図っていくべきであるが、防災に代表される市民の安全に直接影響する分野については、職員を重点的に配置するなど、市全体を見据えた戦略的な配置を検討すべきである。

V. 市川市市政戦略会議委員名簿

氏名	所属・役職・職業	区分・分野	
齊藤 壽彦	千葉商科大学商経学部 教授	学識経験者	財政（金融）
一條 千弦	公認会計士・税理士	学識経験者	財務・会計
牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部 教授	学識経験者	行政学
小林 航	千葉商科大学政策情報学部 准教授	学識経験者	公共経済
新田 英理子	特定非営利活動法人 日本NPOセンター 事務局長	学識経験者	NPO
松井 幾子	和洋女子大学 家政学群 健康栄養学類 准教授	学識経験者	保健
松永 哲也	株式会社ちばぎん総合研究所 専務取締役	学識経験者	金融経済
中臺 洋	市川商工会議所青年部 監事	関係団体推薦	地域経済
立川 和子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	関係団体推薦	地域福祉
ハリス 貴子	市川市PTA連絡協議会 事務局長	関係団体推薦	教育
湯浅 健弘	公益社団法人市川法人会 会長	関係団体推薦	税
若菜 泰裕	連合千葉総武地域協議会 市川浦安地区連絡会 事務局長	関係団体推薦	労働
秋葉 克己		公募市民	
白井 一美		公募市民	
松本 浩和		公募市民	

VI. 会議の開催状況

開催日	開催時間	会議内容	出席者数
平成 26 年 10 月 20 日(火)	16:00～18:00	諮問	10 名
平成 26 年 11 月 11 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	12 名
平成 26 年 12 月 9 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の検討	12 名
平成 27 年 1 月 20 日(火)	16:00～18:00	諮問事項の検討 答申案の検討	12 名
平成 27 年 4 月 28 日(火)		答申	—